

第20回国民の医薬シンポジウム

イレッサ薬害訴訟における 国・企業・関係学会の責任

— 訴訟を通じての教訓を考える —

日時・会場

2011年 **11** 月 **23** 日（勤労感謝の日）

平和と労働センター・全労連会館ホール

午前10：00～午後4：00

概 要

■ イレッサ薬害被害者の訴え

[報告]

■ イレッサ薬害訴訟の経過と問題点

水口真寿美（弁護士 イレッサ訴訟東日本弁護団）

■ イレッサ薬害における被告国・企業の責任 — 法学者の立場から
渡邊知行（成蹊大学法科大学院教授）

■ イレッサ薬害における被告国・企業の責任 — 医師の立場から
別府宏圀（「正しい治療と薬の情報」編集長）

[てい談]

イレッサ訴訟における国の「声明文案提供問題」をめぐって

参加申込受付中

- 申込方法は裏面参照。
- 当日参加も可能ですが、事前申込にご協力願います。

主催●第20回国民の医薬シンポジウム実行委員会 協賛●諸団体に依頼中

第20回国民の医薬シンポジウム・東京へのお誘い

第20回シンポジウム実行委員長 片平 洸彦

2002年に「世界に先駆けて」日本で承認された肺がんの内服薬 イレッサ錠（発売＝アストラゼネカ社、本社英国）の副作用による死亡者は、2011年3月までに825人と報告されています。一般に、抗がん剤は副作用が多いのですが、これほどの死亡被害者を出した抗がん剤を、私たちは知りません。厚生労働省は、この問題は「薬害というより、副作用問題」と言っていますが、調査研究や訴訟を通じて、私たちは、この問題も、被告側が承認前に危険性情報を知っていたのに、その情報を適切に伝えずに販売した事実が明らかになったことから、まさに「またも繰り返された薬害」であると考えています。

2004年に大阪・東京両地裁で起こされた「イレッサ薬害訴訟」は、6年を超す審理を経て、2011年1月に両地裁から和解勧告が出されましたが、被告国とアストラゼネカ社はこれを拒否しました。このため、2月に大阪で企業の責任、3月に東京で国と企業の責任を認定する判決が出されました。しかし、被告側はこれらの判決に従わず控訴し、原告側も「緊急安全性情報」発出後に服用した被害者への責任が認められず、全員勝訴までは得られなかったため控訴しました。その結果、訴訟は高裁に移行し、口頭弁論が、東京高裁では9月6日に行われ（第2回は10月25日）、大阪では10月27日に予定されています。

なお、1月の和解勧告に対しては、日本医学会会長をはじめ、日本肺癌学会、日本臨床腫瘍学会などが、その内容を批判する見解を相次いで出しました。しかし、それらは被告の厚生労働省が文案まで用意して働きかけた結果であったことが後に発覚し、厚生労働省関係者に対しては調査の結果一定の処分が行われましたが、その真相は部分的にしか解明されていません（厚生労働省による声明文案提供問題）。

私たちは、1991年以来、全国各地で「国民の医薬シンポジウム」を開催してきましたが、20回目にあたる今回は、この「イレッサ薬害」問題を一日がかりで集中的に解明すべく、別記のようなシンポジウムを開催することとしました。シンポジウムの主たる目的は、(1)イレッサ薬害被害者の訴訟を支援し、被害者の要求がかなえられるようにすること、(2)イレッサ薬害訴訟を通じて明らかになった被告国・企業と、関係学会の責任を解明して、今後に向けた教訓を考えること、です。医療関係者のみならず、患者、一般市民、学生等、多くの方々のご参加をお待ちしております。

○参加費 1,000円（学生、一般の方は無料）

※今回のシンポジウム内容を収録する『月刊国民医療』（報告集）の購入を希望する方は、送付先を明記の上、当日500円を添えてお申し込み下さい。後日お送りします。

※お弁当（昼食）を注文される方は、事前申込のうえ当日別途1,000円お支払い下さい（お弁当の申込期限は11月14日。それ以後はお受けできません）。

○申込先 国民医療研究所（下記申込書に記入の上、FAXでお申し込みください）

〒110-0013 東京都台東区入谷1-9-5 (Tel 03-3876-6102 FAX 03-3876-6103)

申込書（該当欄にチェック及び必要事項を記載して国民医療研究所宛 FAX してください）

氏 名				□男 □女	職種		
連絡先 (報告集送付先)	住所 〒 -						(勤務先の場合は職場名も忘れずに記載して下さい)
	TEL			弁当	□ 注文する 11月14日必着	報告集	

＜会場案内＞

